

2022年度
一橋大学国際・公共政策大学院
専門職学位課程
一般選考 第2次試験(小論文)問題

[公共法政プログラム]

受験番号 _____

問題Ⅰ	憲法	-----	1
問題Ⅱ	行政法	-----	2～3
問題Ⅲ	行政学	-----	4～5
問題Ⅳ	公共政策	-----	6～8

(注意事項)

注意事項は、裏表紙に記載してあるので、この問題冊子を裏返して必ず読んでください。

問題 I 憲 法

表現の自由の規制に関する 下記の間すべてに解答しなさい。

問 1

表現内容規制をめぐる憲法判断の手法について論じなさい。

問 2

問 1 も踏まえ、以下のような表現行為を刑罰をもって規制する立法措置の合憲性について論じなさい。

専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫（以下では本邦外出身者という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し、又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する表現行為

問題Ⅱ 行政法

以下は、c町（市制施行により、現在はu市）の町長（当時）が締結した鉄杭撤去工事請負契約につき、請負代金支払等の公金支出の違法性が争われた住民訴訟の最高裁判決（一部抜粋）である。判決文を読み、下記の問すべてに解答しなさい。

「・・本件鉄杭・・は、昭和55年6月初め、d漁港の区域内の水域である・・a川の河心・・及び右岸側に・・打ち込まれたものであり、そのため船舶の航行可能な水路は、水深の浅い左岸側だけであり、照明設備もなく、特に夜間及び干潮時に航行する船舶にとって非常に危険な状況が生じていたというのである。漁港管理者は、漁港法26条の規定に基づき、漁港管理規程に従い、漁港の維持、保全及び運営その他漁港の維持管理をする責めに任ずるものであり、したがって、漁港の区域内の水域の利用を著しく阻害する行為を規制する権限を有するものと解される・・ところ・・本件鉄杭は・・その存置の許されないことの明白なものであるから・・漁港管理者の右管理権限に基づき漁港管理規程によって撤去することができるものと解すべきである。しかし、当時、c町においては漁港管理規程が制定されていなかったのであるから、上告人がd漁港の管理者たる同町の町長として本件鉄杭撤去を強行したことは、漁港法の規定に違反しており、これにつき行政代執行法に基づく代執行としての適法性を肯定する余地はない。」

「そこで、進んで、本件請負契約に基づく公金支出が違法であり、上告人がu市に対し右支出相当額の損害賠償責任を負うかどうかについて、検討を加える。・・c町は、d漁港の区域内の水域における障害を除去してその利用を確保し、さらに地方公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全を保持する（地方自治法2条3項一号参照）という任務を負っているところ、同町の町長として右事務を処理すべき責任を有する上告人は、右のような状況下において、船舶航行の安全を図り、住民の危難を防止するため、その存置の許されないことが明白であって、撤去の強行によってもその財産的価値がほとんど損なわれないものと解される本件鉄杭をその責任において強行的に撤去したものであり・・むしろ上告人の本件鉄杭撤去の強行はやむを得ない適切な措置であったと評価すべきである・・そうすると、上告人がc町の町長として本件鉄杭撤去を強行したことは、漁港法及び行政代執行法上適法と認めることのできないものであるが、右の緊急の事態に対処するためにとられたやむを得ない措置であり、民法720条の法意に照らしても、c町としては、上告人が右撤去に直接要した費用を同町の経費として支出したことを容認すべきものであって、本件請負契約に基づく公金支出については、その違法性を肯認することはできず、上告人がu市に対し損害賠償責任を負うものとするとはできないといわなければならない。」（出典：最二判平成3年3月8日・民集45巻3号164頁）

参考 民法（明治29年法律第89号）

第720条 他人の不法行為に対し、自己又は第三者の権利又は法律上保護される利益を防衛するため、やむを得ず加害行為をした者は、損害賠償の責任を負わない。ただし、被害者から不法行為をした者に対する損害賠償の請求を妨げない。

2 前項の規定は、他人の物から生じた急迫の危難を避けるためその物を損傷した場合に

ついて準用する。

問 1

住民訴訟とはどのような訴訟か。行政事件訴訟法及び地方自治法上の位置付けやその特徴を含め、説明しなさい。

問 2

判決の上記引用部分において論じられている行政法学上の問題とは何か、また、最高裁はその問題についてどのような判断を示しているか、答えなさい。

問 3

今回の事例における町長の鉄杭撤去を、政策法務的観点から評価しなさい。

問題Ⅲ 行政学

次の表は、内閣官房が作成した「人口千人当たりの公的部門における職員数の国際比較（未定稿）」[2018年(平成30年)度版]である。これによれば、日本の公的部門の職員体制の特徴は、どこに求められるか。また、そうした特徴の背景には、どのような要因が考えられるか。さらに、翻って、そうした職員体制は日本の政府活動のあり方にどのような影響を与えてきたか。国際比較を前提に、具体的に論じなさい。

人口千人当たりの公的部門における職員数の国際比較(未定稿)

2018年(平成30年)度版

	単一主権国家						連邦制国家				
	日本		イギリス		フランス		アメリカ		ドイツ		
	2018年データ		2018年データ		2018年データ		2013年データ		2017年データ		
総人口	126,248 千人		66,436 千人		66,993 千人		315,224 千人		83,042 千人		
単位	千人	人口千人あたり	千人	人口千人あたり	千人	人口千人あたり	千人	人口千人あたり	千人	人口千人あたり	
	中央の公的部門	1,280	10.1	2,947	44.4	3,240	48.4	4,139	13.1	1,081	13.0
うち中央政府機関	行政職員	346	2.7	356	5.4	1,686	25.2	1,400	4.4	226	2.7
	防衛関係職員	269	2.1	201	3.0	274	4.1	2,107	6.7	236	2.8
	小計	615	4.9	557	8.4	1,960	29.3	3,507	11.1	462	5.6
うち政府企業等職員	665	5.3	2,390	36.0	1,280	19.1	632	2.0	619	7.5	
地方の公的部門	3,380	26.8	1,557	23.4	2,796	41.7	16,062	51.0	3,875	46.7	
総計	4,660	36.9	4,504	67.8	6,036	90.1	20,201	64.1	4,956	59.7	
うち除く国防	4,391	34.8	4,303	64.8	5,762	86.0	18,093	57.4	4,720	56.8	

(注)1. 本資料は、各国の統計データ等を基に便宜上整理したものであり、各国の公務員制度の差異等(中央政府・地方公共団体の事業範囲、政府企業の範囲等)については考慮していない。また政府企業等職員には公務員以外の身分の者も含んでいる場合があり、非常勤職員の計上方法にも差がある。

2. 各国のデータは以下の通り。

- ・日本……「中央の公的部門」欄には、国家公務員定員、独立行政法人及び特殊法人等の職員数の合計を、「地方の公的部門」欄には、地方公務員数及び地方特定独立行政法人の職員数の合計を計上。
- ・イギリス…国立統計局Public Sector Employment UK: March 2019等の資料を使用。
- ・フランス…地方分権・公共サービス省 Rapport annuel sur l'état de la fonction publique ÉDITION 2018等の資料を使用。
- ・アメリカ…人事管理庁 Federal Employment Report Employment and Trend -June 2013等の資料を使用。
- ・ドイツ…連邦統計局Finanzen und Steuern Personal des öffentlichen Dienstes2017等の資料を使用。

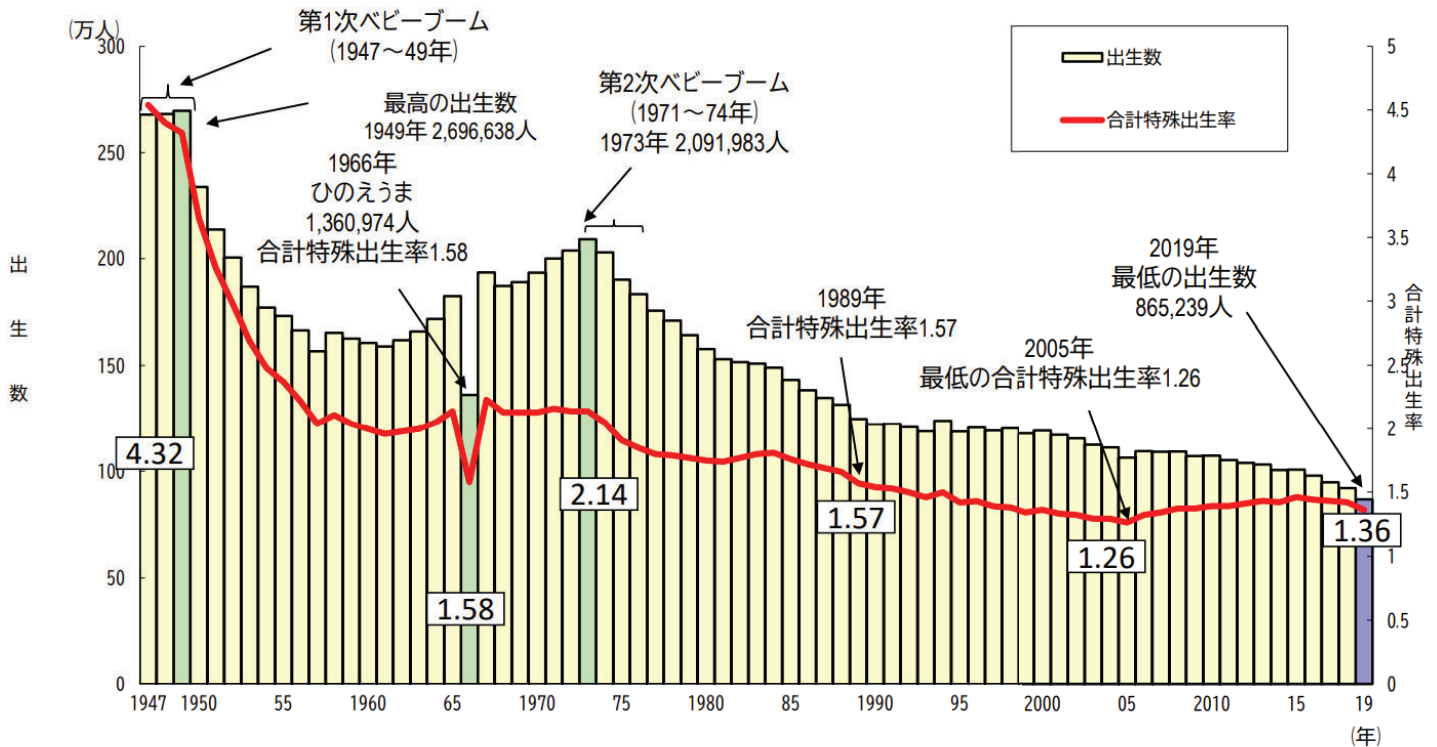
3. 四捨五入の関係で、計欄の数値とその内訳の数値は必ずしも一致しない場合がある。

問題Ⅳ 公共政策

次の資料から、現在の日本の少子化が改善しない原因を分析し、それを解決するために国や地方公共団体が行うべき施策について述べなさい。

出生数、合計特殊出生率の推移

2019年の出生数は86万5,239人(確定数)で、前年比53,161人減少。
合計特殊出生率(2019年)は1.36で前年比0.06ポイント低下。



※ 少子化社会対策大綱の推進に関する検討会(第1回)内閣府提出資料より抜粋
https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/meeting/taikou_suishin/k_1/pdf/s4-1-1.pdf

資料 2 図表Ⅲ-1-14 理想・予定子ども数の組み合わせ別にみた、理想の子ども数を持たない理由：
第15回調査(2015年)(予定子ども数が理想子ども数を下回る夫婦)

理想・予定子ども数の組み合わせ	予定子ども数が理想子ども数を下回る夫婦の内訳(客体数)	理想の子ども数を持たない理由												
		経済的理由			年齢・身体的理由			育児負担	夫に関する理由			その他		
		かから	金が育て	子育て	やから	自分の	家が狭	い高	き欲	健康	か担	の夫	人定	夫が
理想1人以上 予定0人	6.1% (77)	15.6%	6.5	1.3	39.0	74.0	24.7	9.1	2.6	2.6	3.9	6.5	9.1	
理想2人以上 予定1人	39.2 (491)	43.8	11.8	6.1	42.4	34.8	17.5	14.1	11.6	6.5	9.4	5.7	4.9	
理想3人以上 予定2人以上	54.7 (685)	69.8	18.7	16.1	38.1	9.8	14.7	21.0	9.6	8.3	7.7	6.1	6.3	
総数	100.0% (1,253)	56.3%	15.2	11.3	39.8	23.5	16.4	17.6	10.0	7.3	8.1	6.0	5.9	

※ 現代日本の結婚と出産-第15回出生動向基本調査(独身者調査ならびに夫婦調査)報告書-
(国立社会保障・人口問題研究所)より抜粋

待機児童解消に向けた取組の状況について

【子育て安心プラン】

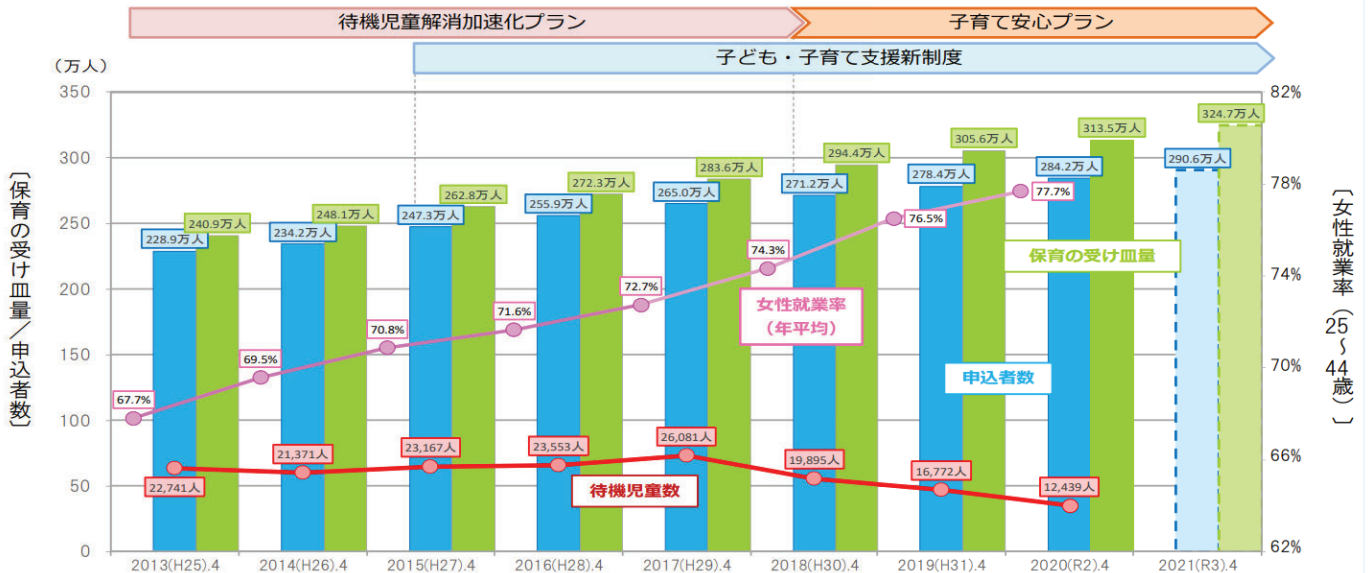
- 「子育て安心プラン」は、2018～2020(平成30～令和2)年度までの3か年計画であり、待機児童解消を図り、女性の就業率8割に対応できるよう、約32万人分の保育の受け皿を確保することとしている。
- 今回は、3か年計画の2年目までの実績及び3年目の見込みを取りまとめたもの。

【保育の受け皿拡大の状況】

- 現時点の市区町村等の計画を積み上げると、2017(平成29)年度末までの子育て安心プランの前倒し分を含め、2018～2020(平成30～令和2)年度末までの3年間で約31.2万人分が拡大できる見込み。

【保育の申込者数、待機児童数の状況】

- **女性就業率(25歳から44歳)**は年々上昇しており、それに伴い**申込者数も年々増加**。
- 2020(令和2)年4月時点の申込者数は、約284.2万人で、昨年度と比較して増加(約5.8万人増)。
- 2020(令和2)年4月時点の待機児童数は、**12,439人となり、調査開始以来最少の調査結果**。
- 2017(平成29)年の26,081人から、**3年で13,642人減少し、待機児童数は半数以下に**。



※ 少子化社会対策大綱の推進に関する検討会(第1回)厚生労働省提出資料より抜粋
https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/meeting/taikou_suishin/k_1/pdf/s4-2.pdf

注意事項

- (1) 問題 I から問題 IV の中から、1つの問題を選択し解答してください。
- (2) 解答用紙の記入については、別紙「解答用紙記入上の注意」をよく読んでください。
- (3) 問題冊子、解答用紙及び下書用紙には、受験番号だけを書き、氏名は書かないでください。
- (4) 問題冊子、解答用紙、下書用紙及び「解答用紙記入上の注意」は、試験室から持ち出さないでください。
- (5) 受験票は机の上においてください。
- (6) 受験票と筆記用具、時計以外のものは机の上に出さないでください。
- (7) 携帯電話は電源を切り、かばんの中にしまってください。
- (8) 時計等についているアラーム機能、計算機能、翻訳機能、その他時計以外の機能をOFFにしてください。
- (9) 試験中に体調不良または手洗所に行く等の理由で試験室から一時退室しようとする場合は、監督員に申し出てください。
- (10) 不正行為を行った者または監督員の指示に従わなかった者は、失格とします。